

リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	--	-----	-----

供用廃止設備の明細	資産区分	種 類	1			
		リース情報通信機器等の名称	2			
		賃 借 年 月 日	3	平 . . .	平 . . .	平 . . .
		リース契約期間の月数	4		月	月
		事業の用に供した年月日	5	平 . . .	平 . . .	平 . . .
		事業の用に供しなくなった年月日	6	平 . . .	平 . . .	平 . . .
		事業の用に供した月数 (6)－(5)	7		月	月
税額相対除限度	税額相対除限度	リース費用の総額	8	円	円	円
		基準リース料 (8)× $\frac{60}{100}$	9			
		税額控除限度額相当額 (9)× $\frac{10}{100}$	10			
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年度後のリース税額控除実施額の計算	供用年度のリース特別控除額 (別表六(二十八)「5」の供用年度分)	11			
		(11)のリースのうち既に別控除の適用を受けたリース情報通信機器等がある場合 (36) の 計	12			
			13	/	(16) の①	(16) の①+②
			14			
		供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (11)－(14) (マイナスの場合は0)	15			
		供用年度のリース税額控除実施額 ((10)と(15)のうち少ない金額)	16	①	②	
	供用年度後のリース税額控除実施額の計算	供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(二十八)「6」の合計額)	17			
		供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十八)「8」の供用年度分)	18			
		(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額	19			
		供用年度が特例対象事業年度等又は特例対象連結事業年度等に該当する場合の取得に係るみなし繰越税額控除限度超過額	20			
		供用年度のリース税額控除実施額 (17)のうち連結納税の承認を取り消された日前5年以内に開始した各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額の控除実施額	21			
			22	/	(27) の③	(27) の③+④
			23			
		供用年度のリース税額控除実施額 (21) + (22)	24			
		(17)のうち連結納税の承認を取り消された日前5年以内に開始した各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額の控除実施額	25			
		供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額 (17)－(18)－(19)－(20)－(23)－(24) (マイナスの場合は0)	26			
		(10)－(16)	27			
		供用年度後のリース税額控除実施額 ((25)と(26)のうち少ない金額)	28	③	④	
		供用廃止設備のリース税額控除実施額 (16)＋(27)	29			
		(10) と (28) の うち 少 ない 金 額	30			
		リース特別控除取戻税額 (29)× $\frac{(4)-(7)}{(4)}$	31			
		リース特別控除取戻税額の合計額	32			(30) の計

供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細

リース情報通信機器等の名称	32				計
事業の用に供した年月日	33	平 . . .	平 . . .	平 . . .	/
事業の用に供しなくなった年月日	34	平 . . .	平 . . .	平 . . .	/
リース費用の総額	35	円	円	円	円
供用年度のリース税額控除実施額	36				
供用年度後のリース税額控除実施額	37				
リース税額控除実施額 (36) + (37)	38				

別表六(二十七) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表六（二十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が平成18年改正法附則第106条《情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧効力単体措置法」といいます。）第42条の11第11項《リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成18年改正法附則第132条《連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧効力連結措置法」といいます。）第68条の15第11項《リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載します。

- 2 「供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算11～28」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「供用年度のリース税額控除実施額の計算11～16」の各欄は、供用廃止設備の供用年度において平成18年旧効力単体措置法第42条の11第7項又は平成18年旧効力連結措置法第68条の15第7項《リース税額控除》の規定により、その供用年度の法人税額又は調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係るリース特別控除額相当額を計算します。

イ 「供用年度のリース特別控除額11」には、別表六（二十八）の「リースに係るもの5」の供用年度分の金額を記載します。

ロ 「(11)のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けたリース情報通信機器等がある場合12～14」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき、当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。

- (2) 「供用年度後のリース税額控除実施額の計算17～27」の各欄は、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度において平成18年旧効力単体措置法第42条の11第8項又は平成18年旧効力連結措置法第68条の15第8項《繰越控除》の規定により、当該事業年度の法人税額又は当該連結事業年度の調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係る繰越税額控除限度超過額控

除実施相当額を計算します。

イ 「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額17」には、別表六（二十八）の「前期繰越分に係るもの6」の金額のうち、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度に係る金額の合計額を記載します。

ロ 「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額18」には、平成18年改正措置法令附則第27条《情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法令（以下「平成18年旧効力単体措置法令」といいます。）第27条の11第17項第2号イ(1)又は平成18年改正措置法令附則第40条《連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法令（以下「平成18年旧効力連結措置法令」といいます。）第39条の45第20項第2号イ(1)に規定する供用廃止設備の供用年度における繰越税額控除限度超過額のうち「取得に係るもの」の控除額を記載します。

ハ 「(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額19」には平成18年旧効力単体措置法令第27条の11第17項第2号イ(2)又は平成18年旧効力連結措置法令第39条の45第20項第2号イ(2)に規定する供用廃止設備の供用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額のうち、供用廃止設備の供用年度後において控除した金額を記載します。

ニ 「供用年度が特例対象事業年度等又は特例対象連結事業年度等に該当する場合の取得に係るみなし繰越税額控除限度超過額20」は、供用廃止設備の供用年度が特例対象事業年度等に該当する場合に、平成18年旧効力単体措置法第42条の11第9項第1号又は平成18年旧効力連結措置法令第68条の15第9項第1号の規定により、取得に係る繰越税額控除限度超過額とみなされた金額を記載します。

ホ 「供用年度のリース特別控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けたリース情報通信機器等がある場合21～23」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の供用年度後のリース税額控除実施額及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。